

明治民法典審議と岡松參太郎

『註釋 民法理由』

—— 債権と人権, 契約と合意, 組合と会社,
民法の用語と商法とのすみ分け論議 ——

西 村 隆 誉 志

論 説

明治民法典審議と岡松參太郎

『註釋 民法理由』

—— 債権と人権，契約と合意，組合と会社，
民法の用語と商法とのすみ分け論議 ——

西 村 隆 誉 志

本稿は前稿「日本民法典・商法典の編纂過程における用語の確定——日本民法典資料中の『不法行為』——」の続編である¹⁾。また外国語との対比において日本語表記の法律語ということに着目するのは、とりわけ法典調査会の審議で日本語表現を外国語に戻って考えていることや、説明者や質問者に英語、フランス語、ドイツ語他の外国語で言った方が、通りが良いとする表明があったりするので、特にこだわりを持つことになる。それでも漢学に素養のあるほとんどの委員は片かなの表記を潔しとしなかった。

前稿では「不法行為」という邦語表現による法律用語の確定にいたるまでをとり扱った。明治期、法典調査会における審議を中心にその過程を調査すると、現在当然のごとく使っている用語が多くは外国語表現を日本語でどのように表記するのかという課題に突き当たった形跡があることがわかる。現在の民法「総則編」「物権編」「債権編」の分野、すなわち「前三編」について議事録を検討していくと、予決議案にまず「合意と契約」問題が現れ、「民法目次案」の法典調査会第1回委員総会における審議の過程で「人権と債権、債務」の問題が現れ、最後に第9回帝国議会衆議院特別委員会における審議で、「会社と

組合」・「社員と組合員」の使い分けが現れてくる。これは全体を通して実に3年にわたる議論となる。

これらの一因はその経緯からしてフランス民法典からボワソナード起草の「旧民法典」への用語のもち込み方にあり、「新民法典（前三編）」がこの「旧民法典」の「其ノ修正ヲ行フ」（明治25年法律第8号）のを旨としたことにあるようである。「不法行為」についてはその経緯から、草案を出しては消えを繰り返すことになる刑法改正作業（明治40年改正刑法公布）の中で、「犯罪」に関して刑法上と民法上との用語のすみ分けの問題があったと思われるが、ここでは同時に法律案、法典整備をおこなった民事法の中で²⁾日本語に移し替えていかに表現するかということのほか、民法と商法（さらには民法と民事訴訟法、不動産登記法等周縁民事法律）とのすみ分けの問題としても浮上したのである。この民法以外の民事法に範囲を広げるほかは、本稿は前稿の続編でありその補完でもあるので、目次項目はそのまま踏襲したい。

序 羅葡日対訳辞典 天草版（1595年、文禄4年）

日本がまだ鎖国政策に入らず、種々の制約があったにもかかわらず、外国のことばに目を向けた時代が存在した。その時代に編集されたのが九州天草版『羅葡日対訳辞書』（*DICTIONARIUM LATINO LVSITANICVM AC IAPONICVM, Ex Ambrosii Calepini volumine depromptum*）であった³⁾。そこで、ボワソナード旧民法とか仏文 *PROJET DE CODE CIVIL pour l'Empire de Japon* のことばも参照しながら⁴⁾、ローマ法の伝統のもとにある関係するラテン語の用語を引いてみると、用語として思いつくのは、現代債権法領域からパクトゥム、コンセンサス、プロミッシオ、コンベンティオ、コントラクトゥス、ポリキタティオ、シュナラグマ（*Synallagma* ギリシア語由来のためか、収録記載なし）、オブリガティオ、ソキウス、ソキエタス、財産法領域を少し広げてドミニウム、ポッセッシオあたりであろう。これらに関係する名詞、形容詞、名詞化した完了分詞を列挙することから考察を開始してみたい。それぞれのことばの表記は羅葡

語、葡萄牙語、日本語の順であるが、まず漢字に置き換えた日本語訳をとり上げている。なお審議過程に出てくるアクセプタティオは天草版『羅葡日対訳辞書』本編、補遺にも見当たらず、フランス語 *acceptation* は中世ラテン語由来かと思われる。また *companhia* コンパーニヤ、*company* カンパニー系統も中世オールド・フレンチか中世英語、中世ラテン語にさかのぼれるだけである（以下同辞書の *colls.* 頁数を右、左で示す）。

バクトウム：「箒を取って定めたること」「箒」「そのように」〔岩波古語辞典補訂版「はず 弓箒，矢箒，転じて，そうなるべき予定，見込み。そうなるべき必然性，道理，わけ。」〕

Pactus, a, um, particip. Lus. Cousa asentada por concerto. Iap. Fazuuo totte sadametarū coto. ¶ Aliqnum Pactum. Lus. Concerto, ou auença. Iap. Fazu. ¶ Eo pacto. Lus. Desse modo. Iap. Sono yōni. (539 左)

コンセンサス：「同心，心を一つにすることを言う」

Consensus, us. Lus. Conueniencia, consentimento. Iap. Dōxin, cocorouo fitotçuni suru cotouo yū. (155 右)

プロミッシオ：「約束，約諾，契約」「契約する」

Promissio, onis. Lus. Promessa. Iap. Yacusocu, yacudacu, qeiyacu. ¶ Promitto, is. Lus. Prometer. Iap. Yacusocu, yacudacu, vel, queiyacu suru. ... (643 左)

コンベンティオ：「約束，契約，箒」「談義」

Conuentio, onis. Lus. Concerto, ou auença. Iap. Yacusocu, qeiyacu, fazu. ¶ Item, Pra(c)tica, ou prégação. Iap. Dangui. (165 右)

コントラクトゥス：「商い等についての互いの約束」「縮められたること，約められたること，狭きこと」「縮むる，短むる，約むる」「箒を取る」

Contractus, us. Lus. Contracto. Iap. Aqinai nadoni tçuiteno tagaino yacusocu. ; Contractus, a, um. Lus. Cousa estreita, & encolhida. Iap. Chigimeraretarū coto, tçuzzumeraretarū coto, xebaqi coto. ; Contraho, is, xi, ctum. Lus. Estreitar, ou encolher. Iap. Chigimuru, mijcamuru, tçuzzumuru. ... ¶ Contrahere cum aliquo.

Lus. Fazer contrato com alguém. Iap. Fazzuuo toru. (163 右)

ポリキタティオ；「約束，約諾」

Pollicitatio, onis. Lus. Promessa. Iap. Yacusocu, yacudac[q]u. (598 左)

オブリガティオ；「為ずして叶わぬことを言う，物に絆されていることを言う」
「搦むる，結ぶ，結う，結い合わせる」「恩にて絆す，恩を期する」「盗みをす
る」

Obligatio, onis. Lus. Obrigação Iap. Xezuxite canuanu cotouo yŭ, vel, mononi
fodasarete yru cotouo yŭ. ; Obligo, as. Lus. Amarrar, ou atarem deite dor. Iap.

Caramuru, musubu, yŭ, yuiauasuru. ¶ Item, per transl. Obrigar a alguém com
benefícios. Iap. Vonnite fodasu, vel, vonuo qisuru. ¶ Obligare se furti. Lus.
Encorrer em crime de furto. Iap. Nusumiuo suru. (505 右)

ソキウス；「傍輩，友」「傍輩に当たること，総に当たること」

Socius, ij. Lus. Companheiro, ou parceiro. Iap. Föbai, tomo. ¶ Socius, a, um.

Lus. Causa comuna, ou de companheiros. Iap. Föbaini ataru coto, söni ataru coto.

ソキエタス，ソキアリタス；「友達の寄合」「財宝，辛勞以下を諸共に受け合う
ことを言う」

Societas, atis. Idem. ; Socialitas, atis. Lus. Companhia. Iap. Tomodachino yoriai.

¶ Item, Comunicação, ou parçaija nos bens, ou trabalhos. Iap. Zaifö, xinrö
ygueuo morotomoni vqeyö cotouo yŭ. (749 右)

ドミニウム；「進退，管領」「地頭，主人，主」〔岩波古語辞典補訂版「しんだ
い 中世，土地に対する支配・占有・処分などの権利を有すること。〕

Dominium, ij. Lus. Imperio, ou senhorio. Iap. Xindai, quanriö. ¶ Dominus, i.

Lus. Senhor da casa, ou pay de familias. Iap. Gitö, xujin, aruji. (225 左)

ポッセッシオ；「物を進退する，持つことを言う」

Possessio, onis. Lus. Possessão. Iap. Monouo xindai suru, vel, motçu cotouo yŭ.
... (604 左)

一般民衆にまで浸透はしなかったであろうが，江戸後期・幕末の諸学者は，
これらのことばが一般にどう受け止められてきたかには関心を持ったと思う。

1 富井政章『民法論綱 人權之部』（明治23年刊）

1890年、明治23年5月20日に刊行された富井『民法論綱 人權之部』⁵⁾は、ボワソナードが使用する「義務」ということばを当初から使わず「債権」「人權」, 「合意」「契約」, 「所有権」を用い、明治26年1月18日に刊行された『民法論綱 財産取得編 中巻』⁶⁾においては、民事会社と商事会社に区別して、「會社」「社員」を用いる。組合・組合員は本書には現れない。

民法典編纂後あらためて富井政章は、東京帝國大学法科大学民法講義から原稿に起こした『民法原論』を1903年、明治36年2月以降刊行しはじめたが⁷⁾「第一巻序」によれば、「本書の目的は……講義の方案に基き簡約に我民法の綱要を説明するに在り」と述べたうえで、外国法の參着は、「現行法を解釋するにも其淵源に遡りて母法の原則を究明するは極めて肝要なることを信する」として「我舊民法」, 「佛國民法」（佛法系に屬する諸國－和蘭, 白耳義, 伊太利, 瑞西の一部, 西班牙, 葡萄牙－の立法例を代表するものとして）, 「獨逸民法」（日耳曼法系國－普漏西, 索遜, 奧太利, バヴァリヤ, ツューリヒ, グラウビュンデン－の模範法として）および「千八百八十一年の瑞西債務法」については、引照、援用することとわっており、努めて穂積陳重のように外国法、比較法の学識を示そうとする。

この叙述がドイツ法学一辺倒になりゆく日本法学の先陣を切ったものかどうかは、序文の書きぶりからはうかがいえない。ただ後年、富井を「ドイツ法学に転じた」と評した仁井田益太郎、杉山直治郎とともに岡松參太郎の名が挙がっていることに注視したい。

すなわち「平素もっとも敬服する濱尾〔新〕先生」「穂積〔陳重, 東京帝國大学法科大学在職〕教授其他の先輩及び學友諸君」「殊に岡松仁井田両博士〔いずれも明治36年当時京都帝國大学法科大学在職〕は獨逸法に関し貴重なる資料を供せられ、又杉山法學士〔のち東京帝國大学フランス法教授〕并に乙竹君〔未詳〕には此巻の校訂を援けて屢適切なる注意を與えられた」として感謝の言葉を述べた⁸⁾。富井のドイツ法学への接近時期としてこの点に注目したい。

本文、とりわけ第2巻物権法、第3巻債権法の内容分析が必要であるが、少なくとも時代の流れはドイツ法学だという気負いも使命感も感じない。フランスでギメの私邸と創設されたりヨン時代のギメ東洋美術館でアルバイトをして学資を得つつ、苦勞してリヨン大学でフランス法を習得し、学位 *docteur en droit* 法学博士を取得し帰ってきた富井である⁹⁾。明治16年の日本には、ドイツ学協会（のち獨協学園）がすでに組織されドイツ語、ドイツ文化の旧制高等教育だけでなくおそらく法律学にもドイツの学問が入り込んだとはいえ、人の思考様式ということを考慮した場合、かれもそう簡単にフランス学から時流に乗ってドイツ学に転じるとは信じられない。少なくとも明治20年代後半期から30年代前半期に両方の学説、学知の間でかれには葛藤があっただろう。そういう見方で、明治民法発布後の富井著『民法原論』と旧民法直後の『民法綱要』をとらえなくてはならないと考える。

2 ボワソナード民法典（旧民法）、『再閱修正民法草案註釈』『民法草案修正文』『性法講義』（明治10年）と遡って

明治23年4月21日法律第28号として公布されたボワソナード民法財産編、民法財産取得編（いわゆる旧民法、既成民法とも言う）においては¹⁰⁾「人権及ヒ義務」、「合意」、「損害賠償ノ訴権」「會社」と「社員」、「所有權」「用益權」および「占有」が用いられている。

ボワソナード『再閱修正民法草案註釈第二編人権之部』と『民法草案修正文』第二編財産第501条以下では¹¹⁾「人権即債權并ニ義務」「合意及ヒノ又ハ契約」「損害賠償ノ訴権」「特定名義ノ會社」と「社員」「所有權」「用収權」「占有權」ということばが民法典にいたる直前の段階で採用された。Projetにおいては対応する言葉として *Jus in re* (*droit sur la chose*)、*Jus in personam* (*droit contre une personne*)；*convention/contrat*；*action en dommages-intérêts*；*société particulière* を拾い上げることができる¹²⁾

『性法講義』（明治10年6月印行）82葉330においては¹³⁾「對人權ヲ得ル五種

ノ仕方」や「對人權ノ原因」の個所で、「契約コントラー」「約束コンワンシラン」「雙方ノ存意ノ一致、符合・出會」「承諾」「許諾プロメツス」、また「貨財ノ理論」や「物上權ヲ得ル原因」の個所で、「所有權」「虛有權」「使用權」「取實權」という訳語を採用し、「約束ノ効」から以降で、「義務ノ造立或ハ義務ノ再置」とし「償金どんまあじゅ、えと、いんてれえと」（其ノ字義ハ損害及ヒ利息ト云フコトナリ即チ損害ニ利息ヲ附スルノ意ナリ）という邦語を採用している。

同じ井上操訳には『改訂増補 性法講義』（明治14年3月出版）があって、同じ個所を比較してみると「雙方ノ存意ノ一致、符合・出會」の存意が「意」にかわり、「承諾コンサントマン」という原語を表記、「償金どんまあじゅ、えと、いんてれえと」に対し、（其語義ハ損害及ヒ利益ト云フ義ナリ即チ受ケタル損害ト失フタル利益トヲ償ハシムルノ謂ナリ）という説明を挟むのである。ここでは同一訳者よりもむしろ同時期の磯部四郎通訳『性法講義』（明治25年刊と推定）にもし該当語があるとすれば、それと比較検討したいところである。

3 明治民法典編纂の新方針

甲号議案審議の前に予決議案として提出、審議された「乙号議案」において、
 こういう。

「乙八号」〔明治26年5月26日主査委員会審議にかかる。主として梅謙次郎が説明に回っている。〕¹⁴⁾

- 一、用益權ニ関スル規程ハ之ヲ削除スルコト。
- 二、使用權及ヒ住居權ニ関スル規程ハ之ヲ削除スルコト。

「乙十二号」〔明治26年6月2日主査委員会審議にかかる。主として富井政章が説明に回っている。〕¹⁵⁾

- 一、既成法典中ノ合意ナル語ヲ契約ト改メ債務ノ創生ヲ目的トスル合意ニ就テハ特別ノ名稱ヲ設ケサルコト。（二、は略）

富井はまず「此ノ合意ト云フ語ハこんばんしよんノ譯語デ契約ト云フノハこ

んとらーノ譯語デアル」と述べたうえで、convention はやや広く、contrat はやや狭いが確実なものではなく外国法（英法、フランス法、イタリア法）を例にとってみると、混同があるとする。文字論からも学説からもこの場面では合意は用いないことを提案する。ちなみに「承諾」は「あくせぷたしよん acceptation」に充てるのが妥当だが、「すでに意思の合うという意味に使っておるから」、acceptation には「受諾」という語をこしらえて使っていると言う。

ちなみに「乙十三号 隠居に関する規程はこれを親族編に掲ぐること」〔明治26年6月9日主査委員会審議にかかる。〕については、主として穂積陳重が説明に回っており、多くの委員が発言、穂積はおそらく明治24年『隠居論』で「詮索」した自説を基礎に議論している。財産取得編「家督相続」に議論軸をおく立場と、近代的家族法観がぶつかったのであるが、ローマ法以来相続を包括的財産取得で認識してきた法律論と家財産の承継と戸主権による家督相続を分離して考えようとする立場のぶつかり合いの様相を呈している。この点は別に論じるほどの主題となるだろう。

続く「乙十四号、乙十五号」は商法関連事項であり、従来梅は先に商法の方をやってくれと主張してきたが、ここには入らずに引き続いて甲第一号、民法目次案の審議に移っている。

ここに、「民法目次案」（仮案）〔明治26年6月9日主査委員会審議にかかる〕¹⁶⁾は、第一編明治26年5月16日付、第二編明治26年5月23日付、第三編明治26年5月25日付、（参考：第四編明治26年5月30日付、第五編明治26年6月1日付）で事前配付され、法典調査会主査委員会には「甲第壹号」として提出された。

主要な論点、重要事項はこの主査委員会審議に登場してくるが、まずことばとして、事前配付起草案では旧民法とは順序を逆に配置して「占有権」「所有権」（「用益権」はない）、「人権」「債務」、「契約」「賠償」、「會社」を使う。毎週金曜の主査委員会における実質審議は、明治26年6月9日に「占有権」、6月16日に「所有権」、「人権」編は6月16日に始まり「契約」は6月23日に審議にかかることになった。なお甲第二号商法第二編會社第一章商事會社第二

章商事組合，第三編契約の第二章は賣買で提出された¹⁷⁾これは商乙第貳号として明治28年9月26日配付まで持ち越される。なお「契約」ということばを用いており，のちに出てくる「商行為」という項目立てはないことを指摘しておきたい。

4 法典調査会審議過程（明治26年から明治28年法典調査会——主査委員会，委員総会，整理会の審議 債権）

上記の法典調査会の議事録を検討してみよう。

明治26年6月9日第5回主査委員会審議，その途中から「甲第壹号」の議論が開始された。「法人」に関して学会や感恩講，組合，神社仏閣，寄附財団とともに，営利目的にかぎらない「會社」を富井がとり上げており，それを「會社」と言うか言わないかは別の話だとして，ここでは民法商法のすみ分けには踏み込んでいない¹⁸⁾

馬場宏二が穂積陳重『続法窓夜話』からも示唆を受けて，時系列でさかのぼりかつ丁寧に追究した「会社」は商事関係のポルトガル語 *companhia* 系列からさかのぼることを主眼としていて，他方，ラテン語 *societas*，ポルトガル語 *sociedade* (*sociedad*, *societá*, *société*, *sociëteit*, *society*，両系統はともに，会社，商社，商会，法人を意味する。社会をも意味する。日本語に「舩い」がある）は，オランダ語 (*handel-*) *maatsschappij*, *maatschappye* とともに *compagnie*, *companhia*, *compagnia*, *company* 系統に比べると傍論となっている¹⁹⁾

なお「法律上ノ行為」にも議論があつて，「法律行為」やたんに「行為」にするという意見も出たが，この時点では少数否決されている。穂積は「れひつげしゑふと」の定義を「ういんどしゃいと」から引照して説明を展開している。この件については，のち富井『民法原論第一卷総論』と岡松『法律行為論』で確かめ，論じる機会を持ちたい²⁰⁾

明治26年6月16日第6回，「所有権」「遺失物・埋蔵物」（漂流物の扱いで議論沸騰）「先取特権」に議論が集中した後，途中から第3編「人権」第1章

「総則」に入った。まずこの議論の中で富井は次のように説明する。「債務ノ効力ト云フ所ハ債権ノ効力ト言ヒタイノデアリマス」が、債権と債務が混在することや、なによりも第3編の標題と平仄が合わない。すなわち「物権ニ對シテ人権ト云フ方ガ債権ヨリモ宜イ、夫レデハ此處ヲ債権トシテ物権ヲ變ヘタラ何ウカ、夫レデハ大變ナ大普請ニナルカラ矢張り物権ニ對シテ人権ト云フ標題ニシテ置テ中ヲモ人権デ推通シテ行カウ」としたが、うまくはいかない。「改メテ標題ハ物権ニ對シテ人権トシテ置テモ宜シイカラ、中ハをぶりがしをん即チ債務デ行カウト云フノデ斯ウ致シタノデアリマス」、「是レガ先ツ不完全中ノ完全デアロウト云フノデ斯ウ致シマシタ」。議長西園寺公望は、自らも意見を述べ、議論を尽くしたところで決を採った。ボワソナードの使用した「義務」を改訂して「債務」とあるのを、「債権」に改めるといふ動議は起立者少数により否決された²¹⁾したがってこの件は「債務」のまま持ち越されたのである。なお、この日の最後に、箕作麟祥の提案により「不能」とあったのは「履行不能」に落ち着いた。最終的にこれは総則編「無効及ヒ取消」に入ることになったものである。

明治26年6月23日開催の第7回主査委員会は第2章「契約」から一気に第5章「不正ノ所為」まで審議した。この中ですでに示した「契約」「約束」「合意」「會社」「組合」その他はどのように処理されたか。このうち「契約」「約束」「合意」についてはすでに確定していた。

目次案には「第七節賃貸借、第八節雇傭、第九節習業、第十節仕事請負」と並んでいるが、これについて議論があった。おそらくローマ法の *locatio conductio* にくつつく *locator* と *conductor* 間の約束を媒介するもの、*rei, rerum* (物の)、*operarum* (労務の)、*operis* (仕事の) をいかに理解しどう表現するかということであっただろう。「習業」はのちに削除、統合されることになるが、ここではこのまま残る(工場労働者等への対応であり、今日労働法に位置づけられる双務契約といえる)。「仕事請負」についてここでも箕作麟祥提案について賛成多数により、仕事を削除し、たんに「請負」が採用された²²⁾この審議過程では「第十三節會社」は議論にも上っていないのである。この日の議論で主

査委員の質問、起草委員の説明が入り乱れ議論百出となったのは「不正ノ所為」であり、そのまま「(未定)」と書き入れて持ち越したことについては前稿で触れたところである²³⁾

第8回主査委員会は、議長にこの日出席した伯爵勅任官伊藤博文が就き、西園寺侯は主査委員として質問に回った。この回は最終回で親族編相続編が審議されている。最後の最後に梅は商法の乙号子決議案審議を提案し、商法目録案審議まで促そうとするがこの件は後回しにされ、明治26年7月4日(火曜日)法典調査会委員総会の日程が決められた²⁴⁾

この第3回委員総会において、これまでの審議にかかわらなかった委員から多く質問があった。とくに磯部四郎は「實ハ吾吾共拜命ニナツタ計リテ能ク心得マセヌカラ」という理由で臨んだ。しかしながら議長伊藤伯はほぼことごとく阻止し議事を進めた。穂積八束が占有にしていけないかと質問し、穂積陳重が占有を事実とみるのではなく物権とみるから占有権だと答弁しているところなどは、兄弟対決が学説対決になっていた。「用益権、使用権、住居権」は原案ですでに削除されていたが、井上正一、磯部四郎、末延道成、河島醇委員が食い下がって質問し、もっぱら梅謙次郎が答弁するという展開になった。決を採って「用益権」等の復活はならなかったし、伊藤議長は議事進行について「後に戻らぬようにと」くぎを刺した²⁵⁾のち逐条審議で蒸し返されることがほとんどないのは、このような議事進行申合規則による。

さて主題の第3編「人権」にさしかかる²⁶⁾磯部四郎が口火を切った。「第二編ノ所テハ表題ガ物権トシテ中ハ大抵地上権トカ地役権トカ云フヤウニ総テ下ニ権ノ字ガ付ケテアル、然ルニ第三編ニ至テ人権ト云フ所テハ中ガ皆務メノヤウニ債務債務トナツテ居リマスガ、之ハ何ウ云フ理屈テ斯ウナツタノテアリマセウカ」という obligation の本質、両義性をつく質問をしてきた。穂積八束、磯部四郎らは債務、高木豊三は債権としてもよいような意見を述べた。説明役に回った梅は、人権、債権、債務の使用について少なくとも第3編に通底することばを選び出す必要性を強調するのである。結局原案通りとした。

第2章契約については、議論は委任と代理(第1編総則)、終身年金に終始

し、「賃貸借」以下の部分にも、「會社」にも議論はない。第5章「不正ノ所為」は議論になったがそのままとなり、休憩に入ったが、これについてはすでに前稿で跡づけている。休憩後その日のうちに第4編親族、第5編相続に議題を移し、45分間で議事を終えているのであるが、この日は長い一日であった。その後「前三編」は丸々3年かけて逐条審議を続けるのである。

ところで、明治25年11月に法律で、明治29年12月31日まで施行延期した期限には間に合わせることができず、さらに延期して後2編の審議を続行し、丸5年、明治28年親族編審議、明治29年相続編審議から明治31年6月公布にこぎつけるまででも、2年半あまりを要することになる。

5 第9回帝国議會審議過程（特別委員会、本會議）

民法前3編を審議した第9回帝国議會は衆議院本會議で修正案審査特別委員会委員を選び、明治29年2月、3月に審議した。その審議終了後本會議にかけられ、貴族院への送付の運びとなる。実質審議は衆議院特別委員会においておこなわれたもののみであった。星亨特別委員長の本會議への報告から拾って委員会議事録とつき合わせてみると、主題については次のような変遷をたどった。

「人權」および「債務」は、政府原案で「債權」に統一された。「第12節會社」について中島又五郎委員（1851-越前府中藩武生、自由党選出衆議院議員、「福島事件」「加波山事件」担当の弁護士）が質問し、修正意見を示した。「此會社ハ一般會社ト違ツテ、唯私ニ設ケタ組合體ノモノヲ指ス御考デアリマスカ」、富井が応答する。さらに「此會社ト云フ言葉ガ甚ダ當ラズシテ面白クナイト思ヒマス、組合トデモシタラドウ云フモノデアリマセウ」、富井が粘る、谷澤龍藏委員（衆議院議員）は別の観点から質問をする。梅は商法との関連で商事會社とし、民法に限って組合とするのはよほど変だとして抵抗する。草刈親明委員（衆議院議員）は修正動議の審議には時間をかけるように発言するが、そうした経緯の中、議長が決を採ると宣した。その結果挙手多数で中島委員の

修正動議が通ったのである。

星委員長の本会議報告によれば、「會社」は商法上の会社または法人の如く見えるから、民法契約上のそれは昔から用いている文字「組合」とし、これに合わせて社員を「組合員」に、退社を「脱退」に修正したのである²⁷⁾

6 理 由 書

「民法修正案（前三編）の理由書」（未定稿本）は、この間の起草委員、整理委員の考えを反映しているのだろうか。未定稿であるがゆえに3委員の間で確定したものではないから、法制史の観点からも、民法学説史の観点からも確たる資料と位置づけられない。しかしながら、目次案確定の後、法典調査会全体を一本化した会議において審議のスピードアップが図られ、その過程で「不法行為」と同じく「債権」も採用されていったのである。ここでは関連箇所を拾い出しておくだけにとどめて、その意義については別稿の明治後期から大正期の民法学説史に引き付けて考察することにしたい。

人権、義務、債務ではなく、『債権』の採用理由：「……人権ナル文字ハ物権ニ對スル慣習上ノ用語トシテ用キラルルノミニシテ權利ノ性質ニ至リテハ義務者ニ對シテ其作為又ハ不作為ヲ督促要求スルニ在リ……故ニ本案ハ權利ノ性質ニ從ヒ且近世立法ノ趨勢ハ權利本位ニ傾クモノナレハ本編ヲ題シテ単ニ債権編ト名ケタリ」²⁸⁾

合意ではなく、『契約』の採用理由：「既成法典ニ於テハ合意ナル文字ヲ用キテ當事者ノ意思ノ合致ニ基ク義務ノ原因ヲ示シタリ 然レトモ合意ノ文字タルヤ契約其者ヲ指示スルヨリモ寧ロ契約ノ要素タル當事者ノ意思ノ投合ヲ示スニ用ユルヲ穩當トス 而テ其意思ノ投合ニ依リテ生スル法律行為ヲ名ケテ契約ト稱スヘキナリ」

「但我國ニ於テハ債務ノ原因タル契約ト他ノ法律關係ヲ生スルヲ以テ目

的トスル合意トノ間ニ用語ノ差別ナク又之ヲ定ムルノ必要ナキヲ以テ契約ナル語ヲ廣義ニ用ユルコトニ定メタリ 故ニ本案ニ用ユル契約ナル語ハ既成法典ノ合意ナル文字ト其意義ヲ異ニセサルモノト解スヘシ²⁹⁾

法典調査会・政府案としての『會社』の採用理由：「本節ニ所謂會社ナル文字ハ會社ノ契約ヲ指スモノナリ 本来會社ナル語ハ寧ロ契約ノ結果タル團結其モノヲ示スモノナリト雖モ他ニ適當ノ文字ヲ發見セサルヲ以テ遂ニ此語ヲ用ヒタリ」³⁰⁾

7 明治民法典

明治29年4月23日民法中修正の件，裁可，公布になったときの第2次の内閣総理大臣伊藤博文，文部大臣西園寺公望，司法大臣芳川顕正は，法典調査会発足当初の原初メンバーとしてもしくは直後にかかわった者であった。奇しくも後2編が公布され，全5編合わせて施行されたとき，伊藤は第3次伊藤内閣を組閣していて，ここでも内閣総理大臣侯爵伊藤博文，内務大臣子爵芳川顕正，通信大臣男爵文博末松謙澄，農商務大臣金子堅太郎が居並び，彼らは明治民法修正審議に深くかかわってきた者たちであったし，司法大臣曾禰荒助もまたそうであった。

それからほぼ120年経過したが，明治民法立法過程期，ないし直後の認識はどのようなものであったか。その時期，直接推進した梅謙次郎とこれとは違って直接かかわってこなかった岡松參太郎は同時にコンメンタールを出版した。

附論 明治民法典公布直近コンメンタール

さて次に，いまだ民法典編纂事業の息吹を感じる中で問題を民法典公布から施行にいたる期間の動きに目をやってみて追ってみたい。

岡松參太郎が明治27年7月帝国大学英法科を卒業，1894年帝国大学助教授

になり、京都にもうひとつの帝大をという設置の建議がもちあがると、これに呼応し国の政策として、在外研究に出発させた時期、ドイツ・ベルリンフンボルト大学に明治29年から32年まで留学、帰国後1899（明治32）年に創設された京大法科、京都帝国大学教授に就任した。

当時の新聞には次のような記事が出ている³⁰⁾ 全員の「独国」派遣に注意を払いたい。

明治29年4月25日 海外留学生の任命 かねて噂ありし通り、昨日左の四氏へ留学を命ぜられたり。その辞令、左のごとし。井上密 憲法、国法学研究のため満二年間独国留学を命ず 岡松参太郎 民法、国際私法研究のため満二年間独国留学を命ず 高根義人 商法、民法研究のため満二年間独国及び英国留学を命ず 織田万 行政法、国法学研究のため満二年間仏国及び独国留学を命ず

この間に、岡松は（法学士、英吉利法律学校改め東京法学院＝中央・明治法律学校＝明治・専修学校＝専修・東京専門学校＝早稲田・和佛法律学校＝法政大学の民法講師という肩書で刊行しているから、前3編審議のほとんどまったが中に法律学を学んだ経歴をもつ人で、明治29年4月にヨーロッパに出立するまでにたぶん原稿は完成させていたものと推測される）、富井政章校閲岡松著『註釋 民法理由 上中下巻』（1896－1897、明治29－30年）を有斐閣書房から出版した。明治29年5月15日、明治30年8月10日、明治30年9月1日のことであり、前年29年の4月旧民法を修正して新民法典前3編を公布したが、まだ後2編の審議が続く中での印刷、刊行であった。この本は数年間に版を何度もかさね、おそらくタイムリーに民法コンメンタールとして登場したといえる。なお、梅謙次郎著『民法要義 卷之一二三』も明治29年5月31日、明治30年8月31日、明治30年7月25日とほぼ同時期の印刷、刊行であった。

これまで明治の法典編纂期をたどってきた中で、穂積陳重（1856年生まれイギリス、ドイツで勉学、以下同じ）、富井政章（1858 フランス）、梅謙次郎

(1860 フランス, ドイツ) のヨーロッパに学んだ法学者第一世代, 松波仁一郎 (1868 イギリス, アメリカ, フランス, ドイツ), 仁保亀松 (1868 ドイツ), 仁井田益太郎 (1868 ドイツ, イギリス) の法典編纂事業の末席に補助委員として名を連ねた若き第二世代にひきつづき, この岡松参太郎 (1871-1921, 51歳で歿, ドイツ, フランス, イタリア) は, 川名兼四郎 (1875-1914, 40歳で歿), 石坂音四郎 (1877-1917, 40歳で歿), 鳩山秀夫 (1884-1946, 62歳で歿), 渡米以前の川名教授門下, 末弘巖太郎 (1888-1951, 62歳で歿) というドイツ概念法学の流れに大きく傾斜していく日本の法学・民法学の先頭を走った法学者, 日本法学の歴史の中でドイツ一辺倒に傾斜していった端緒, と位置づけられる人物である (これ以後の, 牧野英一 1878-1970, 穂積重遠 1883-1951, 小野清一郎 1891-1986, 我妻榮 1897-1973 を見通して考えている)。このような位置にある岡松参太郎の著作をのちの『法律行為論 全』(大正3年3月, 1914年)『無過失損害賠償責任論』(大正5年, 1916年, 復刻版昭和28年)を見据えながら検討することが次稿の目的である。

さて本書において岡松は新民法第709条以下の逐条コンメンタールに入る前に, 第5章不法行為は, 相当ページを割いて経緯を説明する。「不法行為ノ定義」を示したあと, 「1 不適法ノ行為ヲ為スコトヲ要ス」「2 債務ノ不履行ニ非サルコトヲ要ス」「3 故意又ハ過失ニ因リテ其行為ヲ為スコトヲ要ス」「4 其行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ生スルコトヲ要ス」という諸要件を挙示し, 「本章ノ規定」において旧法典と比較して説明する。学説理論に入り込む前者は別途に扱い, ここでは本稿の主題であることばの問題にのみ限局して, 岡松の説明を見てみよう³⁹⁾

旧法典を批判的に見て, 旧法典は「不正の損害即ち犯罪准犯罪」なる名称を以て規定するが,

「(1) 不正ノ意義極メテ汎漠ニシテ徳義上ノ不正ヲ包含シ從テ其所謂不正ノ損害ニハ法律規定ノ範囲外ニ在ルモノ尠シトセス」

「(2) 不正ノ損害ハ行為ノ結果ヲ指シ犯罪及准犯罪ハ行為其モノヲ指スヲ以テ犯罪及ヒ准犯罪ハ不正ノ損害其モノニアラス 然ルニ不正ノ損害即チ犯罪及ヒ准犯罪ト謂ヘルハ原因結果ヲ混同セルモノナリ」

「(3) 舊民法ハ財産編第二部第一章ニ題シテ義務ノ原因ト謂ヒ該章中ノ各節ハ債権發生ノ原因タル事實ニ因リテ分類セルニモ拘ハラス第三節ニ至リテ其事實ノ結果ヲ取りテ不正ノ損害ト題セルハ全體ノ主義ト一致ヲ缺クモノト謂ハサルヘカラス」

このような理由から、次のように結ぶ。

「故ニ本法ハ債権發生ノ原因タル事實ニ依リテ表題ヲ定メ不法行為ト謂ヘリ」
「不法行為ナル名称最モ妥当ヲ得タルモノナルヲ以テ 本法ハ之ニ從ヘリ」³³⁾

注

- 1) 西村隆登志, 愛媛法学会雑誌第39巻第1・2合併号, 2012年, 1頁以下。西村, 『不法行為責任概念の形成——法人文主義と法学の近代——』成文堂, 2013年, 所収。
- 2) 民法前三編明治29年4月27日付官報, 民法後二編, 法例, 民法施行法, 戸籍法, 人事訴訟手続法, 非訟事件手続法, 競売法等附属法律については, 明治31年6月21日付官報號外, 商法, 商法施行法明治32年3月9日官報を参照。
- 3) *DICTIONARIUM LATINO IAPONICVM AC IAPONICVM*, Ex Ambrosii Calepini volumine depromptum. 『羅葡日対訳辞書』(勉誠社, 復刻版, 1979年)。写真版のかすれて読みづらいところは, 島正三編『羅葡日対訳辞書検索I, II』(文化書房博文社, 1973年, 第5版 1977年)で補正し, そしてまた, 長崎ことばを含む当時の日本語の漢字表記について, 金沢大学国文学教室編『ラロ日辞典の日本語』本文篇, 索引篇, 昭和42年を参照。3語の対訳編集なので辞典というべき資料である。
- 4) 旧民法については, 広中俊雄編著『日本民法典資料集成①民法典編纂の新方針』, 信山社, 2005年, 15頁以下。PROJET DE CODE CIVIL pour l'Empire de Japon, Tom. 2, 3, 2^{éd.}, 1883 (KOKOUBOUNSHA), -1888 (KÔGNIÔDÔ), *passim* 参照。
- 5) 富井政章『民法論綱 人権之部』, 岡島寶文館版, 1890年。
- 6) 富井『民法論綱 財産取得編 中巻』, 岡島寶文館版, 1893年。

- 7) 富井政章『民法原論』上冊, 明治 36 年, 下冊, 明治 37 年, 第 1 卷総論合冊, 明治 39 年 4 月刊行, 第 2 卷物権, 第 3 卷債権。(未完)
- 8) 同書, 第 1 卷総論合冊, 序 1 - 5 頁参照。
- 9) 北川善太郎『日本法学の歴史と理論 民法学を中心として』, 日本評論社, 1968 年, 尾辻紀子『法学事始 ボアソナードと門弟物語』, 新人物往来社, 2009 年参照。
- 10) ボワソナード氏起稿『民法草案修正文』(自第五百一條至第一千五百二條)。
- 11) ボワソナード『再閱修正民法草案註釈第二編人權之部』, 『民法草案修正文』
- 12) PROJET DE CODE CIVIL pour l'Empire de Japon, Tom. 2, 3, 2 éd., 1883 (KOKOUBOUNSHA), - 1888 (KÔGNIÔDÔ), passim 参照。
- 13) ボワソナード講義, 井上操筆記・訳『性法講義 完』司法省蔵版(明治 10 年 6 月印行), 有斐閣, 復刻版。同じくボワソナード講義, 井上操筆記・訳『校訂増補 性法講義』中正堂蔵版(明治 14 年 3 月出版), 有斐閣, 復刻版も照らし合わせた。
- 14) 広中俊雄編著『日本民法典資料集成①民法典編纂の新方針』, 信山社, 2005 年, 同書 1193 頁上段以下。
- 15) 広中, 同書 1211 頁下段以下。富井発言。
- 16) 広中, 同書 1221 頁上段, 1329 頁上段以下。乙 13 号まで審議した後, 商法に関係する乙 14 号, 乙 15 号には移らずに, 民法目次案の審議に移っている。乙 16 号以下については 1488 頁以下。
- 17) 広中, 同書 1337 頁上段, 1344 頁下段, 1356 頁下段, 1361 頁下段, 1456 頁以下。
- 18) 広中, 同書 1332-1333 頁。
- 19) 馬場宏二, 『会社という言葉』, 大東文化大学経営研究所, 研究叢書 20, 2001 年。青地林宗訳『興地誌略八巻』に行きついた。『文明源流叢書』第一, 國書刊行會, 1913 年所収。
- 20) 広中, 同書 1333 頁以下, 穂積発言, 「れひつげしゑふと Rechtsgeschäft」「ういんどしゃいと, ばんでくてん Windscheit, Lehrbuch des Pandektenrechts, 3 Bd. 1862-1870」。富井政章『民法原論 第一卷総論』, 上冊明治 36 (1903) 年 2 月発行, 下冊明治 37 (1904) 年 7 月発行, 合冊明治 39 (1906) 年 4 月発行。岡松參太郎『法律行為論』, 法律学経済学研究叢書第 14 冊, 京都帝國大学法科大学内京都法學會, 有斐閣書房, 大正 3 (1914) 年参照。
- 21) 広中, 同書 1356-1358 頁。ちなみに créance に債権を充てたのであるが, 白川静「常用字解 第二版」によれば, 「責」は賦貢として納める標示のしるし, 物を指し, 績は織物で, 積は農作物でとなり, 債は納入義務を言う。蹟, 積, 績については調査できていない。明治 22 年公布の明治憲法第 21 条は「納税ノ義務」である。
- 22) 広中, 同書 1363-1367 頁。
- 23) 西村, 愛媛法学会雑誌第 39 卷第 1・2 合併号, 2012 年, 14 頁以下。西村『不法行為責任概念の形成』, 36-38 頁参照。
- 24) 広中, 同書 1383 頁以下。梅発言は, とくに 1397 頁下段。1215 頁, 第 5 回会議冒頭議長について西園寺公望は「是レヨリ會議ヲ開キマス 夫レデ乙カラヤリマセウカ甲カラヤリマセウカ」, 富井発言「乙號ノ中デア民法ノ豫決問題丈ケ先ニヤツテ夫レカラ目錄ニ移ル様

ニ致シタウ御座イマス」「然ラハ左様致シマセウ」により、民法が先として審議した。しかしながら、第8回の最後に梅発言があったのである。審議途中で伊藤博文総裁「事故退場の為」議長を交代した西園寺副総裁「……夫レデハ最ウ之レデ……」、梅「少クモ商法ノ豫決問題丈ケ決シテ貰ハナケレバナリマセヌ」、箕作「夫レガ何ゼ必要デアリマセウカ、跡デモ能クハアリマセヌカ」、梅「矢張り目録モ休暇前ニ致シタイト思ヒマス」、このやり取りを引き取って、西園寺は「報告委員長ハ末松君ニ御依托申シマス、今日ハ是レデ閉會致シマス」として打ち切った。1週間後、法典調査会委員総会は伊藤議長主宰のもと民法の審議に入る。商法を民法の間に差し挟んでやるという方針はこの時崩れ去っており、商法が遅れた速因でもあり、会社法（商法）と組合法（民法）とのすり合わせの必要性が委員全体に認識されなかった原因でもあろうか。起草委員はおそらく3人とも法律学上疑いもなく「同じことば」でいけると信じていただろう。なお、「乙第十四号」「乙第十五号」として準備された予決議案は、少し形を変えて「商乙第一號」として第1回明治28年9月27日、第2回明治28年9月30日、そうしてこの日の途中から編ごとに商法目録の審議に入ったようである。広中、同書1272-1282頁。

25) 広中、同書1407頁以下。

26) 広中、同書1427頁以下。

27) 広中俊雄編著『第九回帝國議會の民法審議』、有斐閣、1986年、241-243頁。会社と組合の攻防は重要である。これについては、時系列的には、ボワソナード『再閲修正民法草案註釋』、『民法草案修正文』における「第三編第一部第十五章特定名義ノ會社第1264条以下」、ボワソナード旧民法「財産取得編第六章會社第115条以下」から、富井政章『民法論綱 財産取得編中巻』、岡島實文館、明治26(1893)年、岡松參太郎『註釋 民法理由下巻』、明治30(1897)年、梅謙次郎『民法要義卷之三』、明治30(1897)年、『民法修正案(前三編)の理由書』、富井政章『民法原論 債權編』、明治39(1906)年までへとたどる必要があるだろうと思う。川名兼四郎、石坂音四郎から大正期・昭和初期の民法学については次稿にゆだねる。そのさい、鳩山秀夫のほかに、刑法学者牧野英一の『民法の基本問題』、とくにその牧野編集叢書シリーズの「第五編 契約の本質に関する若干の考察」に注目したい。後掲【参考資料】参照。

28) 広中俊雄編著『民法修正案(前三編)の理由書』、有斐閣、1887年、三百二十七〔387〕頁。なお、橋本恭宏論文、平井一雄ほか編著『磯部四郎の研究』、明治大学出版会、2007年所収において「理由書」につなげた叙述がある。

29) 広中、同書、四百三十八-四百三十九〔498-499〕頁。

30) 広中、同書、五百七十五〔635〕頁。

31) 『明治ニュース事典』V、819頁b、時事新報(東京)記事(毎日コミュニケーションズ、1985年)。高根義人を柱としたドイツ流(ベルリン党)法学教育の移入について、潮木守一『京都帝国大学の挑戦』、講談社学術文庫。

32) 富井政章校閲、岡松參太郎著『註釋 民法理由 下巻』(9版、明治32年8月刊を使用)、有斐閣書房、「不法行為」の項目は次463頁以下。とくに次467-次468頁。復刻版、信山

社。なお「次」というのは合冊版の後篇の頁数。

- 33) 同書, 「債権」1頁以下, 「契約」356頁以下, 「組合」次325頁以下。ここでは主に学説史と概念説明が展開されており, 別稿で扱うことにしたい。梅謙次郎著『民法要義 卷之一二三』, ここでは卷之三, 「債権」1頁以下, 「契約」367頁以下, 「組合」770頁以下, 「不法行為」870頁以下が比較対象になるが, 法典編纂に直接かかわった者として, 法条文の目次と規定がそれぞれここに落ち着いたことについての理由づけを見るのが先であり(初版, 復刻版, 信山社を使用, 梅没後の第33版大正元年訂正増補版とも比べてみた), そこを踏まえて岡松との比較がありうると考えるが, これも別稿にゆだねたい。

【資料】日本民商法典・1893年法典調査会

(名前の前の番号は、第1回法典調査会委員総会席次。名前の後の数字は18〇〇年生、没年は19〇〇年没、旧民法法律取調委員会委員・報告委員の名を太字で示す、→後の経歴)

- 1 箕作 麟祥 46 弘化3年津山岡山 1897 行政裁判所評定官, **法博 (明治 21)** →行政裁判所長官
- 2 岡村 輝彦 55 上総鶴舞 16 正六位, 判事, 弁護士, **法博 (明治 21)** 穂積陳重大学南校同窓 →東京法学院学長
- 3 本野 一郎 62 肥前佐賀 18 外務省翻訳官, **法博 (明治 26)** →外務省参事官, **外務大臣**
- 4 土方 寧 59 安政6年土佐高知 39 法科大学教授, **法博 (明治 24)**
- 5 村田 保 42 天保13年唐津 25 従四位 →水産伝習所所長, 「水産翁」
- 6 本尾敬三郎 48 大坂 24 判事, 参事院議官補
- 7 岸本 辰雄 51 鳥取 12 正六位, 大審院判事 →弁護士, 明治大学校長
- 8 山田喜之助 59 安政6年大坂 13 従六位, 大審院判事 →司法次官
- 9 西園寺公望 49 京都 40 侯爵, 副総裁, 賞勲局総裁 →**文部大臣, 内閣総理大臣**, 公爵
- 10 木下 廣次 51 熊本 10 第一高等中学校長, **法博 (明治 21)** →文部省専門学務局長, 京大総長
- 11 田部 芳 60 彦根滋賀 36 商法起草委員, 司法省参事官, **法博 (明治 32)** →大審院部長, 梅司法省法学校同窓
- 12 江木 衷 58 岩国 25 従六位 弁護士 **法博 (明治 32)**
- 13 高木 豊三 52 丹波 18 判事 **法博 (明治 34)**, 司法次官
- 14 熊野 敏三 54 長州萩 99 司法省参事官, **法博 (明治 21)**
- 15 梅 謙次郎 60 出雲松江 10 民法・商法起草委員, 法科大学教授, **法博 (明治 24)**
- 16 富井 政章 58 京都 35 民法起草委員, 法科大学教授, **法博 (明治 21)**
- 17 伊東巳代治 57 長崎 34 (→29番) 内閣書記官長 →**農商務大臣**, 男爵
- 18 阿部 泰蔵 49 三河吉田 24 正七位, 明治生命保険支配人 →明治生命保険会社頭取, 慶應義塾塾頭
- 19 末松 謙澄 55 小倉藩豊前京都 20 法制局長官, **文博 (明治 21)** →**逓信大臣**, 男爵 →子爵 **内務大臣, 法博 (大正 7)**
- 20 井上 正一 50 山口萩 36 大審院判事, **法博 (明治 21)** →大審院部長
- 21 奥田 義人 60 鳥取 17 内閣官報局長 **法博 (明治 36)** →文部総務長官, 東京法学院学長, 男爵, 法制局長官, **司法大臣, 文部大臣**, 東京市長
- 22 河島 醇 47 鹿児島 11 従五位 大蔵省参事官 →日本勧業銀行総裁, 北海道庁長官
- 23 鳩山 和夫 56 美作勝山岡山 11 従五位, **法博 (明治 21)** 陳重大学南校同窓 →弁護士

論 說

- 24 小笠原貞信 53 福島 03 従七位, 梅司法省法学校同窓 →福島民報社主・主筆
- 25 穂積 八束 60 宇和島 12 法科大学教授, **法博 (明治 24)**
- 26 清浦 奎吾 50 肥後熊本山鹿 42 司法次官 →**司法大臣**, 副総裁, 男爵, **内閣総理大臣**, 子爵, 伯爵
- 27 **都筑 馨六** 61 上州高崎・東京 23 内務省参事官, 枢密院書記官長, 正三位 男爵
- 28 三崎亀之助 58 讃岐丸亀 06 従七位 内務省県治局長, 横浜正金銀行支配人
- 29 穂積 陳重 56 宇和島 26 民法起草委員, 法科大学教授, **法博 (明治 21)**
- 30 横田 國臣 50 鳥原藩豊前宇佐 23 司法省民刑局長, 正三位 検事総長 大審院長
- 31 中村 元嘉 38 高槻 27 判事, 大審院部長
- 32 菊池 武夫 54 陸奥盛岡 12 従四位, 司法省民事局長, 弁護士 **法博 (明治 21)** 陳重大学南校同窓
- 33 星 亨 50 江戸銀座八 01 **逓信大臣** 石坂音四郎岳父
- 34 元田 肇 58 豊後国東 38 **逓信大臣, 鉄道大臣**
- 35 **長谷川 喬** 52 福井 12 判事, 大審院部長
- 36 **南部 甕男** 45 土佐高知 23 判事, 司法省民事局長 →東京控訴院長, 男爵, 大審院長
- 37 関 直彦 57 紀州和歌山 34 弁護士 →日報社社長・主筆
- 38 大岡 育造 56 長門長府豊浦 28 弁護士, **文部大臣**
- 39 澁澤 榮一 40 武蔵深谷埼玉 31 従四位 子爵 第一国立銀行頭取 陳重岳父
- 40 島田 三郎 52 江戸赤坂 23 正六位 衆議院議長
- 41 **細川潤次郎** 34 土佐高知 23 女子高等師範学校校長, 司法次官, 華族女学校校長 「古事類苑」編纂総裁 **文博 (明治 42)**
- 42 小中村清矩 21 江戸麴町 1895 従五位, **文博 (明治 21)** 「古事類苑」共同編者
- 43 金子堅太郎 53 筑前早良 42 貴族院書記官長 →農商務次官, 男爵, 副総裁, **司法大臣**
- 44 神鞭 知常 48 京都丹後 05 従五位 →法制局長官
- 45 **磯部 四郎** 51 富山 23 従四位 大審院判事
- 46 **木下 周一** 51 佐賀 07 法制局参事官
- 47 三浦 安 29 西条 10 非職 元・元老院議員→東京府知事, 従二位
- 48 山田 東次 58 鎌倉 1899 衆議院議員

差し替え

- 15 末延 道成 55 土佐 32 三菱本店支配人, 山陽鉄道・東武鉄道取締役, 養子に三次
- 16 高田 早苗 60 江戸深川 38 **文部大臣 法博 (明治 34)** →早稲田大学総長
- 17 千家 尊福 45 出雲松江 18 従三位, 男爵 第 80 代出雲大社国造 →**司法大臣**
- 44 **尾崎 三良** 42 京都西院 18 正三位, 法制局長官 →京釜鉄道取締役, 男爵
- 46 斯波淳六郎 61 加賀 31 法制局参事官 →法科大学教授, 内務省宗教局長, 正四位

総裁（内閣総理大臣）

伊藤 博文 41 長州 09 伯爵→侯爵，明治 28 年 8 月陸爵→公爵
 松方 正義 35 薩摩 24 伯爵 M 29. 11. 5 付→公爵
 （大隈 重信 38 佐賀 22）伯爵 M 31. 7. 16 付→侯爵
 （山縣 有朋 38 長州 22）**司法大臣**，伯爵→侯爵 M 31. 11. 24 付→公爵
 （桂 太郎 47 長州 13）子爵 M 34. 6. 6 付→公爵

起草委員の補助委員

仁井田益太郎 68 守山福島 45 富井委員補助→京都法科大学教授 M 34. 4. 24 付～法典
 調査会委員，**法博（明治 34）**
 仁保 亀松 68 三重伊賀 43 穂積委員補助 **法博（明治 34）**
 松波仁一郎 68 岸和田 45 梅委員補助 **法博（明治 34）**

補充された委員（順不同）

岡野敬次郎 65 上野岩鼻 25 商法起草委員，法科大学教授 M 28. 12. 12 付 **法博（明治 32）** →**司法大臣**，**文部大臣**
波多野敬直 50 肥前小城 22 →司法次官 M 32. 5. 3 付 **司法大臣**，**宮内大臣**
 道家 齊 枢密院書記官 M 31. 11. 14 付 →法制局参事官，農商務省水産局長
 馬場 愿治 60 東京 大審院判事 M 33. 7. 4 付 →大審院部長 正三位
三好 退藏 45 日向高鍋 08 正三位 M 32. 3. 16 付 →従二位，大審院長
 水野鍊太郎 68 秋田 49 内務大臣秘書官 M 33. 7. 4 付 →**内務大臣**，**文部大臣**
 小松原英太郎 52 備前岡山 19 司法次官 M 32. 1. 18 付 →**文部大臣**，大阪毎日新聞社
 社長
 一木喜徳郎 67 遠江佐野 44 東京帝国大学法科大学教授 M 32. 3. 16 付 従三位 →
 法制局長官 **文部大臣** **内務大臣** **法博（明治 32）**
 有松 英義 63 備前岡山 27 内務書記官 M 33. 7. 4 付 →法制局長官
 岡田朝太郎 68 大垣 36 東京帝国大学法科大学教授 M 33. 11. 14 付 **法博（明治 34）**
 亀井英三郎 64 熊本 13 法制局参事官 M 31. 7. 18 付 →正三位，警視總監
 石渡 敏一 59-37 正四位 東京控訴院検事 司法省参事官 M 31. 7. 25 付 →内閣
 書記官長，東京瓦斯会社社長
 古賀 廉造 58 佐賀 42 大審院検事 M 31. 9. 27 付 →大審院判事 内務省警保局
 長，**法博（明治 43）**
 前田 孝階 石川 判事 M 32. 3. 16 付
 湯河 元臣 65 静岡 32 通信書記官 M 32. 1. 18 付
 倉富勇三郎 53 福岡久留米 48 司法省参事官 M 31. 2. 12 付 →司法省民刑局長 法
 制局長官 正三位，枢密院議長，**法博（明治 40）**
 曾禰 荒助 49 長州萩 10 →**司法大臣**，副総裁 M 31. 3. 30 付 **大藏大臣**，韓国統監，
 子爵
 長森藤吉郎 検事 M 32. 11. 14 付

- 平田 東助 49 米沢 25 枢密院書記官長 M 31. 7. 18 付 →法制局長官 **農商務大臣、法博 (明治 41)、内務大臣**
- 小河滋次郎 63 信濃上田 25 監獄事務官 M 32. 3. 16 付 →社会事業家、**法博 (明治 43)**
- 中村 彌六 54 信州高遠 29 司法次官 M 31. 9. 27 付 →**林学博士 (明治 32)**
- 小倉 久 52 群馬? 内務省警保局長 M 31. 7. 18 付
- 柴 四朗 52 会津 22 農商務次官 M 31. 7. 18 付「東海散士」
- 西 源四郎 62 長州 28 外務省参事官 M 27. 12. 26 付 大使館一等書記官
- 重岡薫五郎 62 伊予 06 弁護士 M 28. 5. 1 付 衆議院議員
- 富谷銚太郎 56 栃木 36 東京控訴院判事、大審院判事 M 30. 1. 20 付 →大審院部長
大審院長 正四位 **法博 (明治 32)**
- 河村讓三郎 59 滋賀 30 司法省参事官 M 30. 1. 20 付 →従三位 司法次官 **法博 (明治 32)** 梅司法省法学校同窓
- 鶴原 定吉 56 福岡 14 従六位 M 30. 1. 20 付 →日本銀行株式局長、大阪市長、関西鉄道社長
- 加藤 正義 54 鳥取 23 M 30. 9. 17 付 日本郵船会社副社長
- 内田 嘉吉 66 江戸神田 33 高等海員審判所理事官 M 30. 9. 22 付
- 寺尾 亨 59 福岡 25 東京帝国大学法科大学教授 M 30. 11. 25 付 →**法博 (明治 32)**
- 小宮三保松 59 茨城 35 検事 M 31. 2. 9 付 →内閣書記官、法制局参事官、大審院
検事
- 箕浦 勝人 54 豊後臼杵 29 通信次官 M 31. 7. 18 付 →**通信大臣**
- 大東 義徹 42 彦根 05 →**司法大臣**、副総裁 M 31. 7. 16 付 近江鉄道社長
- 添田 壽一 64 福岡 29 大蔵次官 M 31. 7. 18 付 →**法博 (明治 32)**、台湾銀行頭取、
日本興業銀行総裁、報知新聞社長
- 鈴木 充美 ? 伊勢神戸? 外務省領事 内務次官 M 31. 7. 18 付
- 武富 時敏 55 佐賀 38 内閣書記官長 M 31. 7. 18 付 →**通信大臣、大蔵大臣**
- 柏田 盛文 51 鹿児島 10 文部次官 M 31. 7. 18 付 →茨城・新潟県知事
- 小村寿太郎 55 飫肥日向 11 外務次官 M 31. 7. 18 付 →**外務大臣**、陳重大学南校同窓
- 芳川 顕正 41 阿波 20 原初メンバー・発足時**司法大臣**
- 松岡 某 残務取扱員
- 谷野 某 残務取扱員
- 田中 正身 事務嘱託残務委員附属
- 井上 俊雄 事務嘱託残務委員附属

（ この法典調査会は明治 36 年 4 月 8 日付で終了、残務整理にゆだねることになる。この一覧表には明治政府におけるその後の要職は盛り込めた。しかしながらそれぞれが江戸後期・幕末に何を学んできたかについては反映できていない。）

【参考資料】明治後期～大正期日本の(民)法学

- 穂積 陳重** (安政3年, 1856-1926) 法典論 M 23. 3, 慣習と法律 S 4. 6, 法窓夜話正 T 5. 1・続 S 11, 新日本民法典, 新日本民法典講義 (1904, 1912 英文), 穂積陳重遺文集 1-4 卷
愛媛県 (伊予国宇和島藩) 宇和島 穂積重樹次男
- 富井 政章** (安政5年, 1858-1935) 民法論綱 M 23. 5, 民法原論 M 38. 9
京都市 (聖護院内) 左京区 富井政恒長男
- 梅 謙次郎** (万延元年, 1860-1910) 民法要義卷之一 M 29. 5, 二 M 29. 8, 三 M 30. 7
島根県 (出雲国松江藩) 松江 藩医・梅薫次男
- 横田 秀雄** (1862-1938) 債権総論 M 41. 1, 債権各論 M 45. 4
長野県 (信濃国松代藩) 長野 横田数馬長男 大審院判事, 部長, 大審院長, 明治大学長
- 松波仁一郎** (慶應4年, 1868-1945) 民法修正案 (前三編) の理由書 (未刊行書)
大阪府 (和泉国) 岸和田 東京帝國大学法科大学
- 仁保 龜松** (慶應4年, 1868-1943) 民法修正案 (前三編) の理由書
三重県 (伊賀国) 阿山郡・伊賀 京都帝國大学法科大学
- 仁井田益太郎** (明治元年, 1868-1945) 民法修正案 (前三編) の理由書 S 62. 9, 帝國民法正解 (松波, 仁保, 仁井田共著) ca. M 30
福島県 (陸奥国田村郡) 郡山 京都法科大学のち東京法科大学
- 岡松參太郎** (明治4年, 1871-1921) 註釋民法理由上 M 29. 5・中 M 30. 8・下 M 30. 9, 法律行為論 T 3. 3, 無過失損害賠償責任論 T 6 (S 28. 8) 京都法科大学 師・穂積陳重
熊本県 (肥後国) 熊本 熊本藩藩儒・岡松薨谷三男 四男は井上毅養子匡四郎 東大工科大学
- 川名兼四郎** (1875-1914) 千葉県安房郡・鴨川, 東京法科大学
- 石坂音四郎** (1877-1917) 日本民法債権総論 M 44. 4 京都法科大学のち東京法科大学 熊本県上益城郡嘉島町・熊本
- 牧野 英一** (1878-1970) 行為の違法・不作為の違法性 T 5. 11, 民法の基本問題 T 13. 9, S 5. 4, S 5. 9, S 16. 7, 法律に於ける進化と進歩 T 13. 10
岐阜県大野郡・高山 牧野伊平長男 師・フランツ・フォン・リスト
- 穂積 重遠** (1883-1951) 法理学大綱 T 6, 民法総論上下 T 10, 民法読本 S 2, 有閑法学 S 9
東京府深川区福住町, 後牛込区南町・新宿区 穂積陳重長男・愛媛県 (伊予国) 宇和島
- 鳩山 秀夫** (1884-1946) 日本債権法総論 T 5. 9・各論上 T 13. 2・下巻 T 13. 4, 民事判例研究第1巻 T 9. 12, 民法研究第1巻 T 14. 4, 第3巻 T 15. 6, 債権法における信義誠實の原則 T 13 (S 30. 4), 日本民法総論 (改訂合巻 S 2. 4)
東京府小石川区音羽町, 後小日向台町・文京区 鳩山和夫次男・岡山県 (美作国) 勝山・真庭
- 末弘巖太郎** (1888-1951) 民法雑記帳正 S 15. 4・続 S 24. 8, 民法講話上 T 15・下 S 2 (戒能通孝改訂上 S 29. 3・中 S 29. 7・下 S 29. 3), 民法雑考 S 7. 3, 法律社会学 S 24
山口県山口 末弘巖石長男・大分県豊後宇佐 師・川名兼四郎

論 説

小野清一郎（1891-1986）犯罪構成要件の理論 S 4～（S 28. 6）

岩手県盛岡 小野房次郎長男 師・牧野英一

末川 博（1892-1977）権利侵害論 S 5. 6, 権利濫用の研究 S 24. 7

山口県・玖珂町 末川床橋次男

我妻 榮（1897-1973）近代法における債権の優越的地位 S 4～（S 28. 1）

山形県米沢 我妻又次郎次男 師・鳩山秀夫, 牧野英一

参照

岩田 新『日本民法史-民法を通して見たる明治大正思想史』同文館, 1928年

北川善太郎『日本法学の歴史と理論 民法学を中心として』日本評論社, 1968年

大村 敦志『法源・解釈・民法学 フランス民法総論研究』有斐閣, 1995年